

PC セキュリティ(OnDemand シリーズ)利用規約

平成 28 年 7 月 7 日版

アルテリア・ネットワークス株式会社

第 1 条（取り扱いの準則）

1. アルテリア・ネットワークス株式会社（以下「当社」といいます。）は PC セキュリティ（OnDemand シリーズ）利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、「PC セキュリティ（OnDemand シリーズ）」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第 2 条（本規約の改定）

1. 当社は、本規約を変更する場合があります。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の本規約に基づくものとします。

第 3 条（用語の定義）

1. 当社は、本規約においては、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

用語	用語の意味
1 本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
2 契約者	当社と本契約を締結している者をいいます。
3 管理対象 PC	契約者が指定する、本サービスの提供の対象となる PC（当社が別に定める動作条件等を満たす PC に限ります。）をいいます。
4 操作ログ	管理対象 PC で行われた操作の記録をいいます。
5 インベントリ情報	管理対象 PC のハードウェア、ソフトウェア、セキュリティ対策状況等に関する情報をいいます。
6 ウイルス対策	管理対象 PC をコンピュータウイルスの感染から防御する機能をいいます。
7 サービスシステム	Web サーバ、DB サーバ、ログサーバ等から構成される、当社が本サービスを提供するために使用するシステムをいいます。
8 Web ポータル	管理対象 PC から収集されたインベントリ情報操作ログ、ウイルス対策等の情報の閲覧等をするための Web サイトをいいます。
9 Web レポート	Web ポータルによる閲覧結果をいいます。
10 サービス用エージェント	管理対象 PC からサービスシステムへのインベントリ情報、操作ログ情報、ウイルス対策情報を送信する機能、管理対象 PC のウイルス感染を防御する機能、Web ポータルから管理対象 PC へ USB 接続の外部記憶媒体の制御、ファイル配信、Windows パッチの強制アップデートなどを行う機能を有する、本サービスを提供するためのソフトウェア（そのインストールに必要なインストーラを含みます。）をいいます。
11 営業日	土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに年末年始（12 月 29 日～1 月 4 日）を除くをいいます。
12 営業時間	営業日の 9 時から 17 時 30 分（いずれも日本標準時とします。）までをいいます。
13 お客さま管理者	管理対象 PC から収集されたインベントリ情報、操作ログ、ウイルス対策等の情報を閲覧等する権限を有する、契約者が指定する管理者をいいます。

第 4 条（本サービス提供内容）

1. 本サービスの内容は、別記に定めるとおりとします。

第5条（契約の申込及び承諾）

1. 本契約の申込者（以下「申込者」といいます。）は、本規約、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に記載されている内容を承諾のうえ、申込書に、会社名、所在地、本サービスの利用開始希望日、管理対象 PC、連絡先 E メールアドレス等の必要事項を記入して、当社及び当社が別途指定する者に提出するものとします。なお、本サービスの利用開始希望日は、原則として、申込書の提出日から 10 営業日目以降となります。ただし、都合により希望に沿えない場合があります。
2. 前項の申込書による本サービスの申込を当社が承諾したときに、当社と申込者との間で本契約が成立するものとします。
3. 当社は、当社またはお客さま管理者をして、前項により本契約が成立した場合、本サービスの利用開始希望日の前日までに、申込書で指定された連絡先 E メールアドレス宛に、開通日その他の当社の定める事項を記載した開通通知を発信します。
4. 申込者は申込書に記載した本サービスの利用開始希望日の前日までに、当社から開通通知が届かない場合、当社にその旨を連絡下さい。開通日当日までに当社へご連絡がない場合、開通通知が届いたものと見なして、開通日の翌日をサービス開始日とし、正常にサービスの提供が開始したものとみなします。
5. 当社は、次の各号の何れかに該当する場合は、本契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込書に虚偽の記載があるとき、又はそのおそれがあるとき
 - (2) 申込者が、過去に当社が提供するサービスの料金等金銭債務の支払いを怠り、又は本サービスの料金の支払いを怠るおそれがあると、当社が判断したとき
 - (3) 申込者が、第 12 条に定める禁止事項に反する行為を行ったことがあり、又は行うおそれがあると、当社が判断したとき
 - (4) 申込者が日本国内に事業拠点（本店、支店、営業所又は事務所等）を有しないとき
 - (5) 本サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障があるとき、又はそのおそれがあると、当社が判断したとき
 - (6) 前各号に定めるほか、当社が別に定めるとき

第6条（契約期間と解約）

1. 本サービスの契約期間および最低利用期間は、別記に定めるとおりとします。契約者または当社から解約の申し入れが無い場合は本サービスを 1 年単位で自動更新するものとします。
2. 契約者は、本サービスの最低利用期間を経過した後、本サービスを解約することが出来るものとします。これに反して、最低利用期間内に本契約を解約、解除した場合、最低利用期間の残余期間に対応する基本利用料の額を、当社が定める支払期日までに、一括して支払っていただきます。残余期間は、その解除があった日の属する月を起算月とする暦月により算出するものとし、その他料金表に特段の定めがある場合には、その定めに従います。
3. 契約者は、本サービスを解約する場合、本サービス利用最終月の前月 20 日の 5 営業日前迄に当社へ申し入れをするものとします。また、本サービス利用が月中途の解約の場合でも日割による精算はおこなわず、月分全ての料金を当社に支払うものとします。

4. 契約者が前項により本サービスを解約した場合、契約者は本規約に基づく未払いの料金を直ちに当社に支払うものとします。
5. 契約者は、本サービス解約日までに全ての本サービス対象となる管理対象 PC からサービス用エージェントをアンインストールするものとします。また契約者は、解約日から 30 日を経過しても管理対象 PC からサービス用エージェントをアンインストールしない場合、当社にその期間に対応する基本利用料相当額の損害金を支払うものとします。
6. 当社は、契約者の本サービス解約時において、契約者に関する全ての情報について返却の義務を負わないものとします。ただし、責任を持って契約者に関する全ての情報を、解約日から 45 日以内に消去するものとします。なお契約者が前項に該当する場合はこの限りではないものとします。

第 7 条（契約の変更）

1. 契約者は、本サービスの対象となる管理対象 PC の台数を追加する場合、当社へ、事前にその旨を申し込むものとします。
2. 当社は、契約者が事前に当社へ申し込むことなく、本サービス申込時の台数を超過してサービス用エージェントのインストールをおこなった場合、事前に契約者へ通知をおこなったうえで本サービスの対象となる端末の台数に、超過分の台数を加算するものとし、この台数に基づいて料金を請求できるものとします。
3. 著しい経済変動やその他の要因により料金が大幅に上昇する事態が発生した場合は、当社は契約者に対して料金の変更を申し入れるものとします。料金は、本規約に定める条件により契約者は当社に対して支払うものとします。
4. 契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所その他申込書の記載内容に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
5. 前項の場合には、料金表に規定する一時金を支払っていただきます。

第 8 条（契約の解除）

1. 契約者または当社が次の各号のいずれかに該当した場合、相互に催告を要しないで本規約の全部または一部を解除できるものとします。
 - (1)本規約の義務に違反し相当の期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき
 - (2)差押、仮差押、仮処分、競売、破産、会社更生もしくは民事再生手続の申立または公租公課の滞納処分のいずれかの事由が生じ、本契約の継続が困難と認められるとき
 - (3)手形または小切手の不渡、銀行または手形交換所の取引停止処分等の事由が生じたとき
 - (4)営業停止、営業免許の取消しまたは営業登録の取消し等行政上の処分を受けたとき
 - (5)資本減少、営業の廃止、解散等重要な変更の決議をしたとき
2. 当社が前項により契約を解除した場合、契約者は直ちに未払いの本規約に基づく料金を当社に支払うものとします。
3. 契約者が第 1 項により契約を解除した場合、当社は直ちに受領済みの本規約に基づく料金のうち、本サービス未履行分に相当する金額を契約者に返還するものとします。ただし、契約者が認める部分についてはこの限りではありません。

4. 当社は、契約者が当社へ支払うべき料金について支払い期限を超えているにもかかわらず、当社から再三の催告を受けても支払わない場合は、直ちに本契約の一部または全部を解除することができるものとします。また、その場合でも当社は、契約者の未払いの料金を請求する権利を持つものとします。

第9条（本サービスの変更と終了）

1. 本サービス内容に変更がある場合 Web ページ等にて契約者へ情報を提供するものとします。
2. 当社は、契約者への本サービスの提供を、当社の都合により終了とする場合は、6ヶ月前までに Web ページ等にて契約者へ通知するものとします。また当社は、代替措置の提案・提供の義務を負わないものとします。
3. 前2項について、当社が緊急を要する、もしくはやむを得ないと認めた場合は、これに限らないものとします。

第10条（料金）

1. 当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、および一時金に係るものとし、料金表に定めるところによります。
2. 契約者は、本サービスの開通日の属する月の翌月初日から起算して加入契約の解除があった月の末日までの期間について、料金表に規定する基本利用料の支払を要します。
3. 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、当社が定める支払期日を経過してもなおお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。
4. 当社は、本規約の規定により、契約者が支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部または一部を当社が第三者に譲渡することがあります。
5. 当社は、前項の規定により債権の譲渡を行う場合は、あらかじめ当社所定の方法によりその契約者に対して通知します。

第11条（保証と免責）

1. 当社は、サービスシステムの稼働を毎日24時間監視するものとします。
2. 当社は、サービスシステムの保守・点検・その他のために、不定期にサービスシステムを停止出来るものとします。その際、サービスシステムを停止する日時は原則、当社の営業時間外とします。当社がサービスシステムを停止する場合は、日時および停止期間を、停止する原則10日前までに当社指定の Web ページ等にて契約者へ通知するものとします。ただし、当社が緊急を要すると認めた場合はこれに限らないものとします。
3. 当社は、本サービスのシステム障害に関する情報を当社指定の Web ページ等にて契約者へ通知するものとします。
4. 契約者は、管理対象 PC にサービス用エージェントをインストールする際、サービス用エージェントの仕様についてあらかじめ了承したものとします。当社は、サービス用エージェントのインストールにより契約者の管理対象 PC に発生した事象について一切の責任を負わないものとします。

5. 当社は、契約者へ提供した全てのユーザ ID 並びにパスワードについて、契約者の使用上の誤りや第三者の不正利用等によって損害が発生した場合、一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、契約者が Web レポートの全メール送信機能にて、故意または過失のいずれを問わず情報が第三者へ渡った場合について、一切の責任を負わないものとします。
7. 当社は、契約者のシステムや管理対象 PC などに起因して本サービスを利用することが出来ない場合、一切の責任を負わないものとします。
8. 当社は、契約者が本サービスを利用して得た情報・データその他についてその正確性・完全性・有用性を保証しないものとします。
9. 当社は、本サービスを実施する正当な権限を有し、その実施がいかなる第三者の著作権、工業所有権その他の知的財産権を侵害するものではないことを保証します。
10. 当社は、当社の発行するマニュアル、FAQ 並びに、サポートにて、契約者に損害を与えた場合、一切の保証をおこないません。
11. 当社が所有する、本サービスにて使用される全ての著作権および知的財産権は、その権利が本サービスによって契約者へ移転するものではありません。
12. 本サービスは、契約者の所有する機密情報や個人情報の保護、情報漏えいやその他全ての情報セキュリティに関する事件、事故について防止し、保証するものではありません。

第 12 条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用に際し、以下に定める行為、またはこれらに類似する行為をおこなってはならないものとします。また契約者が第三者におこなわせることも同様とします。
 - (1) サービスシステム、および Web レポートにある情報の改ざん・削除・破壊
 - (2) サービス用エージェントの第三者への提供・販売・再配布・レンタル・リースその他同等と当社が認める行為
 - (3) サービス用エージェントのリバースエンジニアリング・逆コンパイル・逆アSEMBルその他同等と当社が認める行為
 - (4) サービスシステムへ不正なデータ・コンピュータウイルス等を送信・入力する行為
 - (5) サービスシステムに対し、正規の利用方法ではない一切の操作
 - (6) 本サービスの公序良俗に反する行為
 - (7) 本サービスの信用を毀損または毀損するおそれのある行為
 - (8) 他人への誹謗・中傷、プライバシーの侵害、名誉を毀損する行為
 - (9) 「迷惑メール」やそれに準ずるものを送信する行為
 - (10) 本サービスが提供する機能を利用してインターネット上にあるサイトへ契約者または当社の情報その他一切の不特定な情報を登録する行為
 - (11) その他、当社が不適切と判断した行為
2. 当社は、当社またはお客さま管理者をして、サービスシステム、および Web レポートへの正規の利用方法ではない操作やアクセスを監視するために、契約者の本サービスの利用履歴を管理・調査・閲覧出来るものとします。またその利用履歴の記録は保管期間についての制約を設けないものとします。なお、そのアクセスの記録には、個人を特定することの出来る情報は含まれません。

第 13 条 (契約者の義務)

1. 契約者において、本契約に基づき、本サービスを受けている対象製品を移設する場合は、乙に対して遅滞なく書面をもって通知するものとします。対象製品が移設されたにも拘わらず、乙に対する移設の通知がなされなかったことにより、乙が本サービスを実施できなかった場合、乙はその責任を免れるものとします。
2. 対象製品の移設先が日本国内の場合、本契約は引き続き適用されるものとします。ただし、料金その他条件につき、移設先の条件に従って変更が生じる可能性があります。
3. 対象製品の移設先が日本国外の場合、移設された対象製品は本契約の適用から除外されるものとします。
4. 契約者は、対象製品を移設する場合、自己の責任と費用により実施するものとします。

第 14 条 (権利義務譲渡の禁止)

1. 契約者および当社は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本規約に基づく権利、義務および責務の全部または一部を第三者に譲渡することができないものとします。

第 15 条 (機密保持)

1. 契約者および当社は、顧客または相手方より秘密である旨明示されて開示、提供された経営情報または技術情報を機密として扱い、本規約の目的に使用する以外、第三者に開示、漏洩または複写してはならないものとします。
2. 機密保持の例外として、次のいずれかに該当する情報には守秘義務は適用されないものとします。
 - (1) 契約者または当社が顧客または相手方に対して事前に開示することを書面で承諾した情報
 - (2) 情報開示の時点において既に公知であった情報
 - (3) 情報開示後に契約者または当社の責に帰すべからざる事由によって公知となった情報
 - (4) 契約者または当社が顧客または相手方より開示される以前に既に所有していたことを証明できる情報
 - (5) 正当な権利を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得した情報
 - (6) 法令により、または裁判所もしくは行政機関の判決、命令等により開示を義務づけられた情報
3. 前二項は、本サービスの終了後も引き続き 5 年間有効とします。

第 16 条 (個人情報の取り扱い)

1. 当社は、個人情報等(本サービスの提供に関連して知り得た加入申込者の個人情報であって、前条に規定する通信の秘密に該当しない情報をいいます。)を、次の場合を除き、加入申込者以外の第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ、本サービスの業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。
 - (1) 一般社団法人ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)および株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。)日本ベリサイン株式会社の規則等に基づき個人情報等を利用するとき。
 - (2) 加入申込者の同意を得て個人情報を利用するとき。
 - (3) 個人情報の保護に関する法律(平成一五年五月三十日法律第五十七号)の定めに基づき、利用するとき。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法(昭和二十三年七月十日法律第百三十一号)、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年十一月三十日

法律第百三十七号)、その他法令に基づき、当該法令に定められた範囲にて個人情報等を利用、提供することがあります。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入申込者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

3. 契約者および当社は、本サービス終了後、本サービスのために提供された個人を特定することの出来る情報について速やかに削除するものとします。

第 17 条 (不可抗力免責)

1. サービスシステムの故障・瑕疵およびサービス用エージェントを含むソフトウェアの不具合等に起因して契約者に生じた直接または間接の障害に対しては、当社はその責任を負わないものとします。
2. 天災地変、事故、紛争、ストライキその他契約者および当社双方の支配を超える不可抗力的事由によって、本規約の不履行または遅延が生じた場合は、契約者および当社はその責を免れるものとします。

第 18 条 (協議事項)

1. 本規約に定めのない事項または本規約の条項の解釈に疑義が生じたときは、契約者当社信義に基づき誠実に協議のうえ、これを決定するものとします。

第 19 条 (合意管轄)

1. 本規約によって生ずる一切の紛争に関する訴訟については東京地方裁判所をもって、第一審の管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2016年7月7日から実施します。

別記

『サービス内容』

本サービスの内容等は以下に定めるとおりとします。なお、その詳細は、当社が別に定めるマニュアルに記載するとおりとします。

1. 本サービス用 Web ポータルの提供時間

(1) InfoTrace-OnDemand

24 時間 365 日とします。

(2) eCare-OnDemand

毎日午前 7 時から午前 0 時(いずれも日本標準時とします。)の間とします。

(3) 制御オプション

毎日午前 7 時から午前 0 時(いずれも日本標準時とします。)の間とします。

2. お問合せ受付・対応時間

当社は、当社またはお客さま管理者をして、以下の各号に定める窓口において、本サービスに関するお客さまからの問合せを受け付け、これに対応します。

(1) 電話窓口

電話番号: 開通通知書に記載した電話番号

受付時間: 営業日の営業時間内

対応時間: 営業日の営業時間内

(2) E メール窓口

メールアドレス: 開通通知書に記載したメールアドレス

受付時間: 24 時間 365 日

対応時間: 営業日の営業時間内

3. サービス内容

当社は、当社またはお客さま管理者をして、本サービスとして、以下のサービスをインターネットを介して提供します。

(1) InfoTrace-OnDemand

1) 操作ログの収集・管理・保管

①管理対象 PC から、操作ログを 30 分毎ないし、100 件毎に収集し、サービスシステムにて管理・保管します。

②管理対象 PC から収集した操作ログの保管容量上限は契約台数 x792MB、保管期間は収集した日の属する月の 1 年後の月の末日までとし、保管容量上限の超過または、保存期間終了を迎えた時点で、随時削除されるものとします。

③契約者からの要請に応じて、上記②に定める保管期間内の操作ログのバックアップ機能を提供します。なお、当該サービスの提供料金は別途見積とし、契約者は、当社が別に定める手続きにより、見積依頼及び当該サービスの申込みを行うものとします。

2) Webレポートの閲覧

- ①収集した操作ログについて、お客さま管理者がインターネットを介し、Webブラウザを使用して、検索・レポートの閲覧を行うための Web ポータルを提供します。
- ②検索及びレポートの閲覧に使用する Web ブラウザソフトウェアは、Microsoft 社製「Microsoft Internet Explorer」とし、そのバージョンは 8 以上のものとします。
- ③お客さま管理者は、当社から提供された専用のユーザ ID・パスワードを使用して Web ポータルを利用します。当社から提供された専用のユーザ ID の変更はできないものとし、パスワードはお客さま管理者自身が Web ポータルから変更できるものとします。
- ④Web レポートの内容は、1 時間に一度程度を目安として更新されます。

3) 操作ログの検索

- ①お客さま管理者が Web ポータルにおいて操作ログを検索することのできる機能を提供します。

4) アラート機能

- ①お客さま管理者があらかじめ設定した内容に従って、自動でキーワードを検知し、E-mail を使用してお客さま管理者に通知する機能を提供します。
- ②設定したキーワードの検知及びアラートの送信は、1 時間に一度程度を目安として行われるものとします。

5) イエローカード機能

- ①お客さま管理者が Web ポータルから E-mail を使用して、管理対象 PC の契約者に対し手動で警告を発する機能を提供します

(2) eCare-OnDemand

1) インベントリ情報の収集・管理・保管

- ①管理対象 PC が 24 時間以内に複数回起動した場合は、最初に起動した時にインベントリ情報を収集します。管理対象 PC が 24 時間以上起動している場合は、24 時間毎に任意のタイミングで 1 回インベントリ情報を収集します。
- ②管理対象 PC 起動時にインベントリ情報の送信が失敗した場合は、再送を試みます。再送間隔は、1 分、2 分、3 分、4 分、以降 5 分毎となります。インベントリ情報の送信はサービス用エージェントがアンインストールされるまで継続します。
- ③サービス用エージェントをインストールした管理対象 PC から収集されたインベントリ情報は、サービスシステムに保管され、管理対象 PC からサービスシステムに送信される毎に上書きされます。

2) Web ポータルの閲覧

- ①収集した情報について、お客さま管理者がインターネットを介し、Web ブラウザを使用して、検索・レポートの閲覧を行うための Web ポータルを提供します。

- ②前号の検索及びレポートの閲覧に使用する Web ブラウザソフトウェアは、Microsoft 社製「Microsoft Internet Explorer」とし、そのバージョンは 8 以上のものとします。
- ③お客さま管理者は、当社から提供された専用のユーザ ID・パスワードを使用して Web ポータルを利用します。当社から提供された専用のユーザ ID の変更はできないものとし、パスワードはお客さま管理者自身が Web ポータルから変更できるものとします。
- ④Web ポータルで閲覧されるインベントリ情報の内容は、1 日に 1 度更新されます。
- ⑤Web ポータルにてインベントリ情報を元に生成するデータを、最大 1 年間保管します。なお、1 年を超えたデータは随時削除します。

(3) 制御オプション

- 1) お客さま管理者がインターネットを介し、Web ブラウザを使用して、サービス用エージェントをインストールした管理対象 PC に対し実行する処理(以下「ジョブ」といいます。)の作成、修正、削除、および実行結果の確認を行う機能を提供します。なお、作成できるジョブの種類は、以下の通りです。
 - ①外部記憶媒体の制御ジョブ。外部記憶媒体は、管理対象 PC に、USB 経由で接続される USB メモリ、USB 外付けハードディスク等が該当します。
 - ②Windows パッチの強制アップデートジョブ。
 - ③50 メガバイトまでのファイル配信ジョブ。
 - ④省電力設定ジョブ。

4. 本サービスの最低利用台数

(1) InfoTrace-OnDemand

5 台とします。

(2) eCare-OnDemand

5 台とします。

(3) 制御オプション

5 台とします。ただし、InfoTrace-OnDemand または、eCare-OnDemand との同時契約が必要です。

5. 本サービスの契約期間および最低利用期間

(1) InfoTrace-OnDemand

契約期間は 1 年、最低利用期間を 3 ヶ月とします。

(2) eCare-OnDemand

契約期間は 1 年、最低利用期間を 3 ヶ月とします。

(3) 制御オプション

契約期間は 1 年、最低利用期間を 3 ヶ月とします。

料金表

本サービスの料金は以下の通りとします。

契約者は、以下の料金に消費税相当額を加算して当社へ支払っていただきます。

1. 本サービスに係る基本利用料

サービス品目	単位	定価(税別)
InfoTrace-OnDemand と eCare-OnDemand と 制御オプション	1 サービス用エージェントごとに月額	1,500 円
InfoTrace-OnDemand	1 サービス用エージェントごとに月額	1,000 円
eCare-OnDemand	1 サービス用エージェントごとに月額	500 円
InfoTrace-OnDemand と eCare-OnDemand	1 サービス用エージェントごとに月額	1,300 円
InfoTrace-OnDemand と 制御オプション	1 サービス用エージェントごとに月額	1,200 円
eCare-OnDemand と 制御オプション	1 サービス用エージェントごとに月額	700 円

2. 本サービスに係る一時金

料金種別	サービス品目	単位	定価(税別)
初期費用	InfoTrace-OnDemand と eCare-OnDemand と 制御オプション	1 サービス用エージェントごとに月額	1,500 円
	InfoTrace-OnDemand	1 サービス用エージェントごとに月額	1,000 円
	eCare-OnDemand	1 サービス用エージェントごとに月額	500 円
	InfoTrace-OnDemand と eCare-OnDemand	1 サービス用エージェントごとに月額	1,300 円
	InfoTrace-OnDemand と 制御オプション	1 サービス用エージェントごとに月額	1,200 円
	eCare-OnDemand と 制御オプション	1 サービス用エージェントごとに月額	700 円
変更費用	契約内容の変更に係るもの	1 契約者ごとに	1,000 円
媒体提供	過去 1 年分のログの媒体提供		実費